

三木町告示第102号

三木町下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第15号

三木町下水道条例施行規則の一部を改正する規則

三木町下水道条例施行規則（平成28年三木町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第29条中「、使用料等の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料等減免申請書（様式第24号）を提出しなければならない」を「下水道等使用料の減免を受けようとする者で、香川県広域水道企業団使用量の認定に関する取扱要綱第5条第3項の通知を受けていない場合は、三木町下水道等使用料減免申請書（様式第24号）を提出しなければならない」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第29条関係）

三木町下水道等使用料減免申請書		受付	年 月 日 号
三木町長 殿		年 月 日	
住所 申請者 氏名 (法人の場合は名称及び代表者名) (電話)			
次のとおり使用料の減免を申請します。			
設置場所	三木町		
使用料	年度	月分	円
使用水量	m ³		
減免を受けようとする理由			

(注) 太枠内のみ記入すること。

次のとおり決定してよろしいか。		審査	年 月 日				
<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない			決定	年 月 日			
認定水量	m ³	調査事項等					
決定金額	円						
決裁	町長	副町長	課長				備考

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。